

福岡市消防局からのお知らせ



福岡市消防局
Fukuoka Fire Prevention Bureau



危険物施設の設置（変更）許可等申請先の変更について

これまで、営業用給油取扱所や大規模な屋外タンク貯蔵所等以外の危険物許可施設について、管轄の消防署で許可及び検査を実施していましたが、令和 7 年 4 月 1 日からは、**すべての危険物許可施設の許可及び検査を消防局本部（危険物係）で行います。**

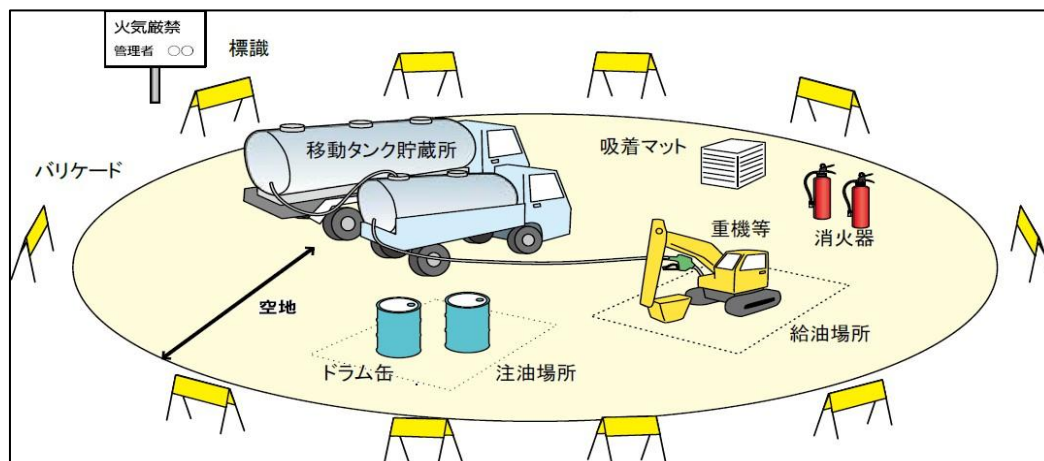
許可申請に係る事前の相談や問い合わせは、消防局本部の危険物係までお願いします。

災害時における手数料の減免について

近年、全国的に激甚災害に指定されるような大災害が頻発していることなどを踏まえ、本市が被災した場合における円滑な災害復旧に資するため、福岡市消防事務における規制に関する手数料条例を改正し、**災害復旧のために行われる危険物施設等の改修工事や仮貯蔵・仮取扱いなどの手数料を減免できることとしました。**

○施行日：令和 7 年 4 月 1 日

○減免規定が適用される災害：**激甚災害や災害救助法が適用**される災害など



災害現場等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いイメージ図（出典：総務省消防庁資料）

※ 震災時の仮貯蔵・仮取扱いに係る事前計画の手続きについてはこちら→



【問い合わせ先】

福岡市消防局
予防部指導課危険物係
092-725-6991